次に、議席3番、渡邊昇君。

〔3番 渡邊 昇君登壇〕

○3番(渡邊 昇君) 皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、午前中に引き続き大変ご苦労さまでございます。議席3番の渡邊昇でございます。

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきますが、その前にちょっと、去る9月1日より日本を縦断した台風12号は、四国、紀伊半島を中心に死者48名、行方不明者58名の計106人の犠牲者が出ました。台風災害としては平成最悪の被害となり、境町では一時的に強い雨が降ったり、道路の一部が通行どめ、というような情報を聞きましたが、その辺で済んでよかったなと思っています。改めて水害の怖さを知りました。そういった意味で、町としても水害に全力を尽くしてこれからも取りかかっていただきたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。半年前、東日本大震災が起き、その影響により東京電力福島第一原発事故により、放射性物質による地元農作物や食材の汚染の有無が大変心配されているところでございます。そこで、(1)項目として、放射性物質の検査機器についてでございますが、JA茨城むつみ農協と共同で購入とお聞きしておりますが、1として、購入後の中で一般の人も無償で検査を受けられるのか、お伺いしたい。

(2)項目として、福島原発事故による農産物の食の安全、安心を広くPRについてでございますが、1として、町と農業関係機関等で食の安心、安全の取り組みについて、そして②として、風評被害による価格下落は防げるのか、町の取り組みについてお伺いしたい。

3項目として、町施設にありますAEDの増設の考えについてでございます。1として、体育施設、文化施設等に設置は必要ないのかをお伺いしたい。

以上、3項目4点についてご回答をよろしくお願いします。 以上です。

○議長(橋本正裕君) ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。 副町長,斉藤進君。

〔副町長 斉藤 進君登壇〕

○副町長(斉藤 進君) それでは、私から渡邊昇議員さんのご質問に対し、お答えを申し上げます。 1項目めの放射性物質の検査機器についての、購入後の中で一般の人も無償で検査を受けられるの かお伺いをしたいというご質問でございますが、先ほど倉持議員さんのご質問にもお答えを申し上げ ておりますが、重複をいたしますが、ひとつご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ご案内のように、茨城むつみ農協及び管内構成の2市2町で組織をしている境地域農業振興協議会におきまして、放射性物質検査機器を購入をすることになっておりまして、今月の16日に納入をされるという予定でございます。場所につきましては、茨城むつみ農協営農総合センター内に新たに分析

室を設置をするというふうなことになってございます。検査機器の利用規程等につきましては、現在構成市町からの要望、そういった協議の依頼を受けまして現在協議中でございますが、前にも申し上げました今回の購入は補助事業ということでございまして、各農産物の各種のサンプリング調査が優先をされるというふうな規定になってございます。ただ、それだけではなく、購入するわけでございますので、効率的な活用を図る観点から、幅広く、そして利用者の負担がない方向で利用できるよう現在検討中というところでございます。

いずれにしましても、16日ということでございますので、早急に結論のほうも出していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、検査体制といたしましては、職員ができるようにというふうなことでございまして、そこを考えているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) 職員が対応すると聞きましたが、これは役場職員と農協の職員ですか。両方で。わかりました。

それでは、農協で1台というお話でございますが、農協には1万戸以上組合員がいるわけですね。 そういう中で、この9月に入って早い人はもう収穫ができるような状態の野菜もできているという中 で16日に始まるとすれば、恐らく私としては地域、地域ですね、境振興地域ということはむつみ管内 の農協で1台ということで、それで足りるのか、間に合うのか。会員や町民に対応できるのかという ことがお聞きしたい、1台で。それで、それは例えばの話、月曜から金曜なのか、土日祭日もやるの か、そういった点をちょっとお聞きしたい。よろしくお願いします。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 産業建設部長。
- ○産業建設部長(須長 弘君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、茨城むつみ管内ということで、2市2町というようなかなり広範囲の中で利用をするということになります。その利用形態につきまして、先ほども答弁の中でもありましたように、モニタリング検査というのが、これが補助事業で義務づけられた必須の項目になります。そのほかに随時検査、この随時検査というのは、一般の市町村等で対応できる自主的な検査というふうに考えてございます。現在その自主的な検査につきましては、特に野菜生産部会を中心にどのような形で実施をしていくのがいいのか、極端に言えば、レタスであれば各地区、境、古河、猿島、この3地区で1点ずつのサンプリングをすれば、それが500ベクレルというような基準値以下であればこれはもう

安心だよというような形で、市場や量販店等に報告をしていくというような形でやるのか、その辺のやり方については野菜生産部会のほうで検討していただくというようなことになってございます。野菜生産部会におきましても、一点一点細かくやるよりは、やはり産地産地でのサンプリング検査をし、その検査結果が大きな産地としての答えというような形が一番いいのではないかというような検討がされているようでございます。

そのほかに、先ほども出ましたけれども、個々に使えるのかというような形になりますと、特に米なんかについては既に旧村単位に、各地区ですね、既にサンプリングをして安全であるというような県のお墨つきもございますので、果たしてそういうものまで個々に対応していくのかというようなことが今の協議中の中で大きな課題になってございます。それらを踏まえまして、できることなれば既にもう境地区でレタスがやってあれば、レタスについて個々に対応したいということであれば、基本的には境地区のレタスについてはこういうような数値が出ていて、既に安心ですよというような報告をして、それをご理解いただく、そういうような形の一つの方法ではないかというようなことで現在協議をしているところでございます。基本的には1台ということでございますので、能力からすれば、当然足らないというようなことになると思いますけれども、その1台をどのように有効的に活用していくかということを今現在検討中でございますので、ご理解のほう賜りたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) 今の部長のお話だと、例えばの話、米と同じように静地区とか、長田地区とかと、そういうようなところで取ったところでやれば大勢の人の検査を受けないで済むということで理解はできたのでございますが、ただやっぱり我も我もという気持ちがあると思うのです。境、総和、古河、猿島地区においてもやはりどこの部会の人も少しでも早く検査を受けて安心を出して市場に出したいという中、そうするとそういう取り組みをするのに対して、境町はいつとかというふうに決めないと、今言ったように順番が多くなる。1回につき30分の時間がかかるということになると、1日10回ぐらいしかできないのではないかと思いますよね。そうなった場合、やはりこれだけの人口の農村地帯でありますから、そういう日割り等を決めて、どこの地域はいつというようなある程度決めてもらわないと、総和とか三和のほうで先やられてしまって、境が遅れてしまったというと我々も困ってしまいますので、その辺を十分検討して、協議の中でしていただきたいと思っています。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 産業建設部長。
- ○産業建設部長(須長 弘君) 今の検査体制についてご報告申し上げますけれども、基本的には2 市2町と農協さん5団体で、各1週間に2回は必ず検査できるような形で、半日単位での日にちの割

り当てをしてございます。境町でいくと……はい。そういう中で、土曜日曜につきましては、基本的には農協さん休みだということでございますけれども、どうしても必要性があれば、事前に調整をした中で、土曜日曜の検査も実施できるというような体制につきましては、農協さんのほうの分析室等のほうもあけていただくというようなことになっておりますので、その辺についての体制は今後さらに強化をしていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) ちょっと私はっきり聞こえませんでしたけれども、無償で借りられるのは一般の人、やはり個人でも借りられるのかということもちょっとあわせてお聞きしたいのですけれども。 ということは、牛ですか、牛肉の検査に、あれは大きい機械しかないですけれども、8,500万ぐらいかかるということですね。とりあえず有償で出してもらうということですが、そういった面でその無償というのはどうなのかということで。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 産業建設部長。
- ○産業建設部長(須長 弘君) ただいまのご質問にお答えします。

その前に、先ほどの利用計画でございますけれども、基本的には月曜日から金曜日までで割り振りをしてございます。境町の場合でいきますと、水曜日の午前中と金曜日の午後というような割り振りをしてございます。半日単位でございますので、最低でも3検体から4検体ぐらいの検査はできるだろうというふうに考えてございます。そのような形で各市町村及び農協さんも含めまして割り振りをしてございますので、よろしくお願いいたします。

また、検査の無料化につきましては、現在、先ほど倉持議員さんの中でもお答えしましたけれども、基本的にかかるのは電気料だけでございます。サンプルにつきましては自分で持ってきますので、そういう中で、あとはそのサンプルを細かく、液状化的になるべく細かくしたのが精度の高いものが得られるということでございますので、ミキサー的なものを買う必要があるというようなことだったのですけれども、これにつきまして境地域普及推進協議会がございます。そちらのほうでもやはり放射能対策として何か取り組んだのがいいだろうということで、そういう機器についてそちらの協議会のほうで買っていただくというようなことで考えてございますので、当面かかるものとしましては、薄い手袋とその電気料ぐらいというようなことから、それらにつきましては農協の協議会におきまして十分事務費的な中で対応できるだろうというようなことから、現在は無償で実施していきたいというふうに考えてございます。そういう中で、実施をしていく中でさらに支障がある場合につきましては、さらに規定についての再検討をするというようなことになろうかと思いますので、よろしくお願いい

たします。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。
- ○3番(渡邊 昇君) ありません。
- ○議長(橋本正裕君) これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

副町長, 斉藤進君。

〔副町長 斉藤 進君登壇〕

〇副町長(斉藤 進君) それでは、福島原発事故による農畜産物の食の安全、安心を広くPRについてとの質問要旨の中で、まず1点目の町と農業関係機関等で食の安心、安全の取り組みについてとのご質問にお答えを申し上げます。

食の安心、安全の取り組みといたしましては、福島原発の事故発生後、茨城むつみ農協と管内の2市2町と隣接いたします岩井農協を含めた産地が一体となりまして、安全、安心な産地の野菜であることのチラシを独自に作成をいたしまして、京浜市場や量販店等に配布を行ってきたところでございます。また、菜の花フェスティバル時に第1回さかいの軽トラ市を利根川河川敷において開催をいたしまして、農産物等の安全、安心のPRを行ってきたところでございます。なお、今般行われましたさかいふるさと祭りにおきましても、歩行者天国内におきまして、第2回目になりますが、さかいの軽トラ市を開催をいたしまして、あわせて農産物等の安全、安心のPRを行ってきたところでございます。

なお、今後の取り組みでございますが、10月の22日の日曜日でございますが、商工会におきまして東日本大震災の復興支援事業というふうなことで、「がんばろう!茨城復興支援市」を、仮称でございますが、松岡町のウエルシアの子育て支援センターの駐車場を会場に開催をするという予定になってございます。その前段として、現在赤いのぼり旗や、各お店のほうにあると思いますが、あれが「がんばろう!茨城」というふうなことでございます。そこにおきまして農商工連携によりまして、地元の農産物、あるいは商工業製品、こういったものの販売、関係者が一体となりまして農産物等の安全、安心のPRに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほどもお話しになって答弁をいたしましたその検査機器も非常に今重要な部分でございまして、 今後秋の農作物や来春に向けたお茶等につきまして、放射性物質の自主検査を定期的に実施をすることによりまして、安全、安心な農作物を消費者の皆さんに届けることができるというふうなことでございますので、検査機関も含めてそういったPR、こういったものを町や茨城むつみ農協などの関係機関及び生産者団体等が一体となって体制の構築を図っていくというところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。 それでは、続きまして2点目の風評被害による価格下落を防ぐための町の取り組みについてとのご質問でございますが、事故発生以後、茨城むつみ、先ほどと重複をいたしますが、隣接する岩井農協を含めた産地が一体となって安全、安心な産地の野菜であることのチラシを作成をいたしまして、京浜市場や量販店に配布を行ってきたところでございます。また、7月の29日には野村町長が茨城県の町村会の副会長という立場でございますので、そういった立場で茨城県の市長会及び茨城県町村会の代表者の一員といたしまして、東京電力の本店及び国会議事堂に、国会に赴きまして福島第一原子力発電所の事故に対する早期の収束と損害賠償等への完全賠償を初めといたしまして、災害復旧、復興に向けた諸対策を示した要望書を提出をしてきたところでございます。

さらに、8月30日には茨城むつみ農協と構成2市2町の部課長の参加を得まして、東北地方の拠点となる仙台市場におきまして、測定器の導入を図り、安全、安心への積極的な産地としての取り組みについて報告をいたしまして、高い評価をいただいてきたところでございます。

今後におきましても、いわゆる関係団体と生産者が一体となって風評被害の払拭に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) 風評被害,今お米の収穫の最盛期でございますが,ちょっとお天気が続いているのに稲刈り割合うちのほう進んでいないのです。ちょっときのうあたり農家の人に聞いたら,今お米は安心だということで町のほうからもどこからも聞いているけれども,もみ殻が心配だということなのです。もみ殻というけれども,お米が大丈夫なのだからもみ殻も基準内だから大丈夫ではないのというような私もこう言い方でお話ししましたら,いや,そうではないのだよ,それを牛とか豚にふませているのだと。そういうことで,先月牛肉が,稲わらを食べて検査にしたというような形で,それをふんにする,ふんにふませるわけです。ふませた,堆肥できますね。堆肥を実は使って今度はあれをするわけですよね,腐棄土をつくるわけですよね,農家の人は。そういった上で,稲刈りはしたいのだけれども,もみ殻の捨て場に困っていると。また,それやってもみ殻がでは買ってやれないというような話は聞いているのです。別に米に,検査出ていないのだから心配ないのではないですか,いや,農家はみんなそうに言っているのだということで,稲刈りが,長井戸のほうはわかると思いますけれども,うちの地域では終わって稲刈りは済んだのですよ。そういった意味で何か答弁いただければと思っております。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 産業建設部長。
- ○産業建設部長(須長 弘君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

もみ殻につきましては、議員ご指摘のようにいろいろの課題がございまして、国のほうからは明確な指針が示されてございません。ただ、言われていますのは、自分のものを自分の農地に還元するのは構いませんよ、ただし流通させるのはちょっと待ってください、自主規制というようなものがかかってございます。そのような中で、今のところ早いうちにその辺の明確な趣旨について示してほしいということで、県のほうにもお願いをしているところでございますけれども、まだそれが示されていないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) 大分わかっているのですが、自分のうちで使うのならいいよと、自分で使うというとやっぱり堆肥ですから、堆肥ですからなりますから、それはやっぱり野菜なりの堆肥として使う、ですね。それが例えば来春、この秋、来春出荷した場合に検査で出たというような対応についてはどういう考えですか、そうすると。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。産業建設部長。
- ○産業建設部長(須長 弘君) お答えをさせていただきます。

土とそこから生産された作物のいろんな関係でございますけれども、これにつきましては、今回導入をいたします放射性物質測定器、これの補助事業の目的が一つがそういう畑の土と作物の比較、こういうものをできるように、この土のこういう濃度のところからできた作物についてはこれだけの放射性物質が含まれていますよ、そういうようなモニタリングをしなさいというようなのが一つでございます。現在考えていますのが、レタスにつきまして、レタスのものと、そのレタスがつくられた農地、これの一体的なモニタリング、これを実施をしていくというようなことを考えてございます。また、そのほかもお茶の関係でございます。お茶につきましては、お茶の枝を既に畑に還元してございますので、その土と来春これから出ますお茶の葉、これらについてもモニタリング調査する中、どのような形の意向が出ていくのか、その辺について調査をしていきたいというような形になってございます。それらにおきまして、国は今後の対策を考えていくというようなことも言われてございます。で、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。
- ○3番(渡邊 昇君) ありません。
- ○議長(橋本正裕君) よろしいですか。 これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榧場桂一君登壇〕

○総務部長(榧場桂一君) それでは、渡邊昇議員の町施設のAEDの増設置の考えにつきましてお答えいたします。

最初に、公共施設におけるAEDの設置状況につきましてお答えいたします。現在AEDが設置されている施設は、各小中学校7施設に加え、役場、文化村公民館、道の駅の10施設に設置してあります。それ以外の保育所、中央公民館、体育館、武道館、文化センター、シンパシーホール、憩いの家、ギャラリー夢など9施設には今のところ設置されていないのが現状であります。

議員ご質問のさらなる拡充の考え方につきましては、多くの町民や団体が集う施設にそれぞれ設置されることが利用者の安全、安心の観点から最も重要であると考えます。増設に関しましては、財政事情も厳しい状況でございますので、まず年次計画を早急に取りまとめ、設置場所につきましてもだれもがわかるような場所であることなど、これらの調整を十分に図りながら充実を図りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) ありがとうございます。年次計画で10カ所ぐらいのところにつけたいというのですが、年次計画で年二、三個ぐらいというようなことで確認できるのですか。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(榧場桂一君) 必要な箇所等々もどのくらいの利用者が施設を、利用者、そういうものを考慮しながら、なるべく早く設置できるように努力をしたいということでございます。よろしくお願いします。
- ○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 渡邊昇君。
- ○3番(渡邊 昇君) ありがたく、増設してくれるということで大変ありがとうございます。 再質問というのは、しかし設置はしたけれども、それを使いこなせるというか、そういうのは十分 なのか、またそういうような資格が必要なのか、また1施設に対して、施設とか、体育館とか、役場 に対して何人ぐらいがそれが取り扱いができれば安心なのか、その辺お聞きしたい。お願いします。 ○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(榧場桂一君) お答えをいたします。

まず、資格等でございますが、心肺蘇生のそういう救命救急の2時間講習の資格がございます。消防署員による講習会でございますが、倒れている人を見たときに、AEDが当然あったとしても、確かにおっしゃるとおりでございまして、それをうまく利用できるかということは非常に難しいと思われます。ですから、その資格を取ることによって落ちついて行動ができるということが必要だと思います。今資格者を改めては調べてありませんが、AEDがあるところ、それからこれからAEDを設置するところにつきましては、もう10人以上、例えばそれを土曜日曜でも消防署員来で講習会を開いてくれますので、もう早急にそれの設置がされているところについては、職員等々に対し、あるいは利用する町民の皆様にも声をかけながら、できるだけ多くの方にそういう資格を取得してもらうということが大切ではないかと考えておりますので、努力をしたいと思います。よろしくお願いします。〇議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番(渡邊 昇君) 時間がなくなったので、答弁は結構です。

AEDは点検が大事だというふうにこの間茨城新聞に出ましたね。そういった意味で、点検はちゃんと業者が来てやるのでしょうけれども、点検も大事だと。秋田県の角館のほうで、消防署員が使おうとしたらバッテリーがなくて使えなかったというような惨事があったということですから、その辺も十分注意していただきまして、今後どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長(橋本正裕君) 以上で渡邊昇君の一般質問を終わります。